

## ひめじ住まいの耐震化促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する住宅の所有者等が行う耐震化工事に対して補助金を交付することにより、住宅の耐震化の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的とするひめじ住まいの耐震化促進事業の適正な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (総則)

第2条 補助金の交付については、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する建物又はその一部で次に掲げる設備を全て備えるものをいう。
  - ア 一つ以上の居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室をいう。）
  - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに常時使用できるものを含む。以下この号において同じ。）の炊事用流し（台所）
  - ウ 専用のトイレ
  - エ 専用の出入口
- (2) 戸建住宅 一戸で独立している住宅をいう。
- (3) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。
- (4) その他共同住宅 戸建住宅及びマンション以外の住宅（長屋住宅を含む。）をいう。
- (5) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。

- (6) 耐震基準 住宅の地震に対する安全性の有無を判断するための基準で、別表第1の左欄に掲げる耐震診断の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる基準をいう。
- (7) 耐震性が低い住宅 次のいずれかに該当する住宅をいう。
- ア 耐震基準に満たない住宅
  - イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による診断において安全性が低いと診断された住宅（耐震診断を行った結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。以下この号において同じ。）
  - ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による診断において安全性が低いと診断された住宅
- (8) 耐震改修工事 住宅の耐震性を高めるために実施する改修工事で、次のいずれかに該当するもの（これに付随する次号に規定する附帯工事を含む。）
- ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
  - イ 屋根を軽量化する工事
  - ウ 床面の剛性を高める工事
  - エ 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ若しくは平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたもの又は次のいずれかに該当するものによる補強工事
    - (7) （一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
    - (4) 他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第3者機関により評定を受けたもの
    - (4) 公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの
  - オ 減築工事（減築後の住宅が第1号に規定する住宅の要件を満たすものに限る。）
- (9) 附帯工事 次のいずれかに該当する工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。
- ア 補強する壁の周囲91cmの範囲内における外壁並びに耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事

- イ 耐震改修工事等の工事に伴い必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事及び既存の住宅設備機器等の取り外し、再取り付けに係る工事
- ウ 軽量化のための屋根の葺き替えに伴う下地材及び樋の取替工事
- エ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事
- オ 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事

(10) 所有者 補助金の交付の対象となる住宅について、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める者をいう。

ア 登記済みの場合 所有権登記名義人。ただし、所有権保存登記が行われていない場合は、表題部所有者とする。

イ 未登記の場合 建築基準法第6条の確認又は同法第7条の検査があったことを証する情報、建築の請負に係る情報、固定資産税の納付を証する情報その他申請人の所有権の取得を証するに足る情報により、当該住宅を所有していると市長が認める者

(11) 高齢者 交付対象年度の末日において満65歳以上の者をいう。

(12) 所有者等 所有者及び所有者が高齢者である場合における当該所有者の2親等以内の親族をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る経費の全部又は一部を補助するものとし、補助事業の対象となる者及び経費、補助金の額等は、別表第2から別表第7までに掲げるとおりとする。

2 補助事業の対象となる住宅は、姫路市内に所在するもので、前項に定めるもののほか、次に掲げる基準に該当しないものでなければならない。

(1) 補助金の交付申請時点において、市長から建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられた住宅のうち当該措置が完了していないもの

(2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

- (3) 昭和56年6月1日以降に新築の工事着手、増築又は改築された住宅
- (4) 店舗等を併用している住宅で、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2を超えているもの
- (5) 昭和49年建設省告示第1019号に規定する枠組壁工法により建築された住宅

3 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に定める暴力団及び同条第2号に定める暴力団員は補助対象となることができない。

（補助金の交付申請）

第5条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び市長が別に定める添付書類（それぞれ正本1部及び副本1部以上）を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 前条に規定する補助金の交付の申請をすることができる者は、別表第2から別表第7に規定する補助事業の対象となる者のうち一の者とする。ただし、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）が適用されるマンション及びその他共同住宅（以下「区分所有共同住宅」という。）にあって、管理組合を構成している場合にあつては、管理組合の代表者とする。

3 マンション及びその他共同住宅について第1項の規定による申請を行おうとする者は、当該申請を行う前に、事前協議書（様式第1号の2）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出し、補助事業について市長と必要な協議を行わなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。この場合において、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 次項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。
  - (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を年度仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第2号の2）により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて当該金額を市長に返還しなければならないこと。
- 3 市長は、交付決定の内容及び前項の条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
  - 4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による通知が行われた後でなければ設計若しくは工事請負契約の締結又は事業の着手をしてはならない。
  - 5 市長は、第1項に規定する審査及び現地調査等により補助金を交付しないことを決定したときは、当該補助金の交付を申請した者に補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付決定が行われるまでに発生した事由により補助事業を行わないこととなったときは、速やかに申請を取り下げなければならない。

（補助事業の中止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止した場合は、直ちに補助事業中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第8条の2 補助事業者に相続、法人の合併又は分割その他の事由が生じた場合において、これらの事由により補助事業に係る住宅の所有権を得た者（別表第2から別表第7までに規定するそれぞれの補助事業の対象となる者に限る。）は、市長の承認を得て補助事業者の地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、補助事業者地位承継承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を審査し、承認したときは、補助事業者地位承継承認通知書（様式第6号の2）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付決定額等の変更）

第9条 補助事業者は、第6条第3項の規定により通知された交付決定の内容（市長が別に定める軽微な変更を除く。）及び金額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第7号）及び市長が別に定める添付書類（それぞれ正本1部及び副本1部以上）を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第6条第1項及び第2項の規定に準じて決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 第6条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

（補助事業の遂行状況報告等）

第10条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、市長から耐震改修に係る設計図書の提出を求められたときは、耐震診断を完了した後で、かつ、耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第9号）及び市長が別に定める添付書類（それぞれ正本1部及び副本1部以上）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業の遂行状況を確認するため、当該補助事業の対象となっている工事中に現地確認を実施することができる。

4 市長は、前項の現地確認を実施する場合は、第6条第3項の通知を行う際に、現地確認実施通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第11号）及び市長が別に定める添付書類（それぞれ正本1部及び副本1部以上）を

市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第12条 市長は、前条の報告書が提出された場合において、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、期間を定めて当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第10条第1項の報告があった場合及び同条第3項の現地確認を実施した場合について準用する。

3 前条の規定は、補助事業者が第1項の措置が完了した場合について準用する。

(額の確定)

第13条 市長は、第11条及び前条第3項の規定による報告書が提出された場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 市長は、前条の規定による確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第13号)により補助金を交付する。

(代理受領)

第14条の2 補助事業者は、次に掲げる補助事業の対象となる工事に係る契約を締結した者に補助金の交付の請求及び受領を委任すること(以下「代理受領」という。)ができる。

- (1) 耐震改修工事費補助
- (2) 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
- (3) 小規模型耐震改修工事費補助
- (4) 屋根軽量化工事費補助
- (5) 耐震シェルター設置費補助

2 代理受領を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理

受領事前届出書（様式第13号の2）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、補助事業実績報告書を提出する前までに提出するものとする。

- 3 市長は、前項に規定する届出があった場合は、補助事業者に対し代理受領事前届出確認通知書（様式第13号の3）を送付するものとする。
- 4 第8条第1項、第8条の2第2項又は第9条第1項の規定による申請が承認された場合において、代理受領事前届出書の内容に変更が生じるときは、補助事業者は、代理受領事前届出内容変更届（様式第13号の4）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する届出書を提出した補助事業者に対し、代理受領事前届出内容変更確認通知書（様式第13号の5）を送付するものとする。
- 6 補助事業者は、代理受領の利用を中止しようとするときは、補助事業実績報告書を提出するまでに代理受領事前届出取下届（様式第13号の6）を提出しなければならない。
- 7 代理受領を利用しようとする補助事業者は、補助事業実績報告書を提出する際に、代理受領確認書（様式第13号の7）を市長に提出しなければならない。
- 8 前条の規定は、代理受領を利用する場合について準用する。この場合において「補助事業者」とあるのは「次条第1項に規定する委任を受けた者」と、「補助金請求書（様式第13号）」とあるのは「補助金請求書（様式第13号）及び代理受領に係る委任状（様式第13号の8）」と読み替える。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 第12条に規定する命令に従わないとき。

(6) 天変地異その他交付決定後に生じた事由により、補助事業を継続する必要がなくなったとき、又は継続することができなくなったとき。

(7) その他市長が別に定める事由に該当するとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合は、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（実績の公表）

第18条 市長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事の実績を兵庫県が公表する場合にあっては、兵庫県へ資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第19条 補助事業者は、第5条第1項及び第9条第1項に規定する申請書及び添付書類、第10条の規定による報告書、第11条に規定する報告書及び添付書類並びに補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年

間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(調査協力)

第21条 補助事業者は、補助事業に関し市長が必要な調査をするときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 姫路市わが家の耐震改修促進事業耐震改修工事費補助金交付要綱及び姫路市住宅耐震化補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱による補助金の交付の決定を受けたものの実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の様式第13号の規定は、令和3年4月1日以後に行う交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様

式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第3条関係）

耐震診断の区分		耐震基準
1	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法	上部構造評点 $\geq 1.0$
2	一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改定版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断	構造耐震指標 $I_s$ ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ $I_{so}$ 算定に用いる用途指標 $U$ は $1.0$ とする
4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」	構造耐震指標 $I_s$ ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ $I_{so}$ 算定に用いる用途指標 $U$ は $1.0$ とする
5	「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断	構造計算により安全性が確かめられること

6	第1項から第5項までに掲げる診断方法と同等と認められる耐震診断	第1項から第5項までに掲げる耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること
---	---------------------------------	---------------------------------------

別表第 2（第 4 条関係）

住宅耐震改修計画策定費補助

<p>補助事業の対象となる住宅</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、ひょうご住まいの耐震化促進事業（以下「県補助事業」という。）による補助及びこの要綱による補助（この要綱による廃止前の姫路市わが家の耐震改修促進事業耐震改修費補助金交付要綱及び姫路市住宅耐震化補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）による同等の補助を含む。以下「市補助事業」という。）（別表第 8 に規定する防災ベッド等設置補助（旧要綱による同等の補助を含む。以下「防災ベッド等設置補助」という。）を除く。）を受けた住宅を除く。</p> <p>(1) 区分所有共同住宅にあつては、補助事業の実施について建物の区分所有等に関する法律第 37 条の決議を経ていること。</p> <p>(2) 申請者以外に所有権、賃借権等の権利を有する者が存する住宅にあつては、補助事業の実施について当該者全員の同意を得ていること。</p>
<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>補助事業の対象となる住宅の所有者等</p>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>耐震改修計画策定（耐震診断、耐震補強の設計（耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定を含む。以下同じ。）及びそれに基づく耐震改修工事に要する費用の見積り（以下「見積り」という。）をいう。以下同じ。）に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、マンション及びその他共同住宅においては、補助事業の対象となる者が所有する住宅の居住の用に供する部分に係る経費に限る。</p>

補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に2/3を乗じた額又は20万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが確認できた場合にあっては3万3千円を限度とする。								
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に2/3を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ床面積（居住の用に供する部分に限る。）について次に掲げる表の区分ごとに当該区分に応じた交付限度額単価を乗じて得た額（以下この表において「交付限度額」という。）を合算した額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、交付限度額に1/3を乗じて得た額を限度とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付限度額単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以内の部分</td> <td>2,400円/㎡</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分</td> <td>1,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡を超える部分</td> <td>700円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交付限度額単価	1,000㎡以内の部分	2,400円/㎡	1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円/㎡	2,000㎡を超える部分	700円/㎡
	区分	交付限度額単価								
1,000㎡以内の部分	2,400円/㎡									
1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円/㎡									
2,000㎡を超える部分	700円/㎡									
その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に2/3を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが確認できた場合にあっては、1戸当たり4万円を限度とする。									
その他の事項	1 耐震改修計画策定は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の登録を受けた建築士事務所に勤務する同法第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士が行わなけ									

ればならない。この場合において、同法第3条第1項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士又は二級建築士に限る。

2 策定された耐震改修計画は、耐震基準を満たすものでなければならぬ。

3 耐震診断の結果、耐震基準を満たす構造であることを確認することができた住宅については、耐震補強の設計及び見積りを実施しなくてもよい。

別表第3（第4条関係）

耐震改修工事費補助

補助事業の対象となる住宅	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、県補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、簡易な耐震改修定額助成、耐震シェルター設置費補助及び住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）を除く。）及び市補助事業による補助（別表第2に規定する住宅耐震改修計画策定費補助（旧要綱による同等の補助を含む。以下「住宅耐震改修計画策定費補助」という。）、別表第4に規定する小規模型改修工事費補助（旧要綱による同等の補助を含む。以下「小規模型改修工事費補助」という。）、別表第5に規定する屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）（旧要綱による同等の補助を含む。以下「屋根軽量化工事費補助」という。）、別表第6に規定する耐震シェルター設置費補助（旧要綱による同等の補助を含む。以下「耐震シェルター設置費補助」という。）、旧要綱による居室耐震型改修工事費補助（以下「旧居室耐震型改修工事費補助」という。）、及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けたものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 耐震診断の結果、耐震性が低いとされた住宅</li><li>(2) 区分所有共同住宅にあっては、補助事業の実施について建物の区分所有等に関する法律第37条の決議を経ていること。</li><li>(3) 申請者以外に所有権、賃借権等の権利を有する者が存する住宅にあっては、補助事業の実施について当該者全員の同意を得ていること。</li></ol>
--------------	--

<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>次に掲げる要件を満たす補助事業の対象となる住宅（マンションを除く。）の所有者等、マンションの所有者等及び区分所有のマンションの管理組合</p> <p>(1) 兵庫県内に住所を有する個人</p> <p>(2) 所有者の基準年（第5条第1項に規定する申請の日の属する年の前年（1月から5月までの間における申請にあつては前々年）をいう。以下同じ。）の所得が6,000千円以下の者</p>				
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>耐震基準を満たすために実施する耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、戸建住宅においては、当該経費が50万円以上のものに限り、マンション及びその他共同住宅においては、補助事業の対象となる者が所有する住宅の居住の用に供する部分に係る経費に限る。</p>				
<p>補助金の額</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 1093 422 1758"> <p>戸建住宅</p> </td> <td data-bbox="422 1093 1394 1758"> <p>補助事業の対象となる経費に4/5を乗じた額又は115万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、県補助事業による簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、簡易な耐震改修定額助成、耐震シェルター設置費補助若しくは耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）又は市補助事業による小規模型改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、耐震シェルター設置費補助若しくは旧居室耐震型改修工事費補助を受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1758 422 2080"> <p>マンション</p> </td> <td data-bbox="422 1758 1394 2080"> <p>補助事業の対象となる経費に1/2を乗じた額、補助事業の対象となる住宅の延べ床面積（居住の用に供する部分に限る。以下この表において「補助対象面積」という。）に25,850円/m<sup>2</sup>を乗じて得た額又は補助対象面積について次に掲げる表の区分に応じ、当該区分に定める限度額のいずれか低い額</p> </td> </tr> </table>	<p>戸建住宅</p>	<p>補助事業の対象となる経費に4/5を乗じた額又は115万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、県補助事業による簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、簡易な耐震改修定額助成、耐震シェルター設置費補助若しくは耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）又は市補助事業による小規模型改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、耐震シェルター設置費補助若しくは旧居室耐震型改修工事費補助を受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p>	<p>マンション</p>	<p>補助事業の対象となる経費に1/2を乗じた額、補助事業の対象となる住宅の延べ床面積（居住の用に供する部分に限る。以下この表において「補助対象面積」という。）に25,850円/m<sup>2</sup>を乗じて得た額又は補助対象面積について次に掲げる表の区分に応じ、当該区分に定める限度額のいずれか低い額</p>
<p>戸建住宅</p>	<p>補助事業の対象となる経費に4/5を乗じた額又は115万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、県補助事業による簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、簡易な耐震改修定額助成、耐震シェルター設置費補助若しくは耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）又は市補助事業による小規模型改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、耐震シェルター設置費補助若しくは旧居室耐震型改修工事費補助を受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p>				
<p>マンション</p>	<p>補助事業の対象となる経費に1/2を乗じた額、補助事業の対象となる住宅の延べ床面積（居住の用に供する部分に限る。以下この表において「補助対象面積」という。）に25,850円/m<sup>2</sup>を乗じて得た額又は補助対象面積について次に掲げる表の区分に応じ、当該区分に定める限度額のいずれか低い額</p>				

	(千円未満の端数切捨て)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 000 m<sup>2</sup>以上 5, 000 m<sup>2</sup>以内</td> <td>3, 090 万円</td> </tr> <tr> <td>5, 000 m<sup>2</sup>を超え 10, 000 m<sup>2</sup>以内</td> <td>6, 180 万円</td> </tr> <tr> <td>10, 000 m<sup>2</sup>を超え 15, 000 m<sup>2</sup>以内</td> <td>9, 270 万円</td> </tr> <tr> <td>15, 000 m<sup>2</sup>超</td> <td>13, 900 万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	限度額	1, 000 m <sup>2</sup> 以上 5, 000 m <sup>2</sup> 以内	3, 090 万円	5, 000 m <sup>2</sup> を超え 10, 000 m <sup>2</sup> 以内	6, 180 万円	10, 000 m <sup>2</sup> を超え 15, 000 m <sup>2</sup> 以内	9, 270 万円	15, 000 m <sup>2</sup> 超	13, 900 万円
区分	限度額										
1, 000 m <sup>2</sup> 以上 5, 000 m <sup>2</sup> 以内	3, 090 万円										
5, 000 m <sup>2</sup> を超え 10, 000 m <sup>2</sup> 以内	6, 180 万円										
10, 000 m <sup>2</sup> を超え 15, 000 m <sup>2</sup> 以内	9, 270 万円										
15, 000 m <sup>2</sup> 超	13, 900 万円										
その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に 4 / 5 を乗じた額又は 45 万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額 (千円未満の端数切捨て)										
その他の事項	<p>1 耐震改修工事は、以下の事業者のいずれかとの契約による工事であること (ただし、マンションの場合を除き、その他共同住宅の場合は (1) に限る。)</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度に登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p> <p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事に係る耐震改修計画の策定及び工事監理 (その者の責任において、工事を耐震改修に係る設計図書と照合し、当該図書と整合しているかどうかを確認することをいう。以下同じ。) については、別表第 2 その他の事項の項第 1 項の規定を準用する。</p>										

別表第3の2（第4条関係）

耐震改修計画・工事費パッケージ型補助

<p>補助事業の対象となる住宅</p>	<p>耐震診断の結果、耐震性が低いとされる木造戸建住宅。ただし、県補助事業による補助（簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、簡易な耐震改修定額助成、耐震シェルター設置費補助及び住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）を除く。）及び市補助事業による補助（小規模型改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）、耐震シェルター設置費補助、旧居室耐震型改修工事費補助及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けたものを除く。</p>
<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>次に掲げる要件を満たす補助事業の対象となる住宅の所有者等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 兵庫県内に住所を有する個人</li> <li>(2) 所有者の基準年の所得が6,000千円以下の者</li> <li>(3) 申請者以外に所有権、賃借権等の権利を有する者が存する住宅にあつては、補助事業の実施について当該者全員の同意を得ている者</li> </ol>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>耐震改修計画策定に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）及びそれに基づく耐震基準を満たすために実施する耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）（以下この表において「補助対象経費」という。）。ただし、補助対象経費の総額が50万円以上のものに限る。</p>
<p>補助金の額</p>	<p>補助事業の対象となる経費のうち、耐震改修計画策定に要する経費に2/3を乗じた額又は20万円のいずれか低い額及び補助対象経費に4/5を乗じた額又は115万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、県補助事業による簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点</p>

	<p>が0.7未満の場合に限る。)、簡易な耐震改修定額助成、耐震シェルター設置費補助若しくは耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）又は市補助事業による小規模型改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。)、耐震シェルター設置費補助若しくは旧居室耐震型改修工事費補助を受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p>
<p>その他の 事項</p>	<p>耐震改修計画策定及び耐震改修工事は、事業者グループ登録制度に登録し、かつ、実績の公表に同意しているものとの契約による計画策定及び工事に限る。</p>

別表第4（第4条関係）

小規模型耐震改修工事費補助

<p>補助事業の対象となる住宅</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの。ただし、県補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）及び市補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けたものを除く。</p> <p>ア 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はI s値が0.3未満の住宅</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までの間に実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅</p> <p>(2) 申請者以外に所有権、賃借権等の権利を有する者が存する住宅にあつては、補助事業の実施について当該者全員の同意を得ていること。</p>
<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>次に掲げる要件を満たす補助事業の対象となる住宅の所有者等</p> <p>(1) 兵庫県内に住所を有する個人</p> <p>(2) 所有者の基準年の所得が6,000千円以下の者</p>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>耐震診断、上部構造評点が0.7以上又はI s値が0.3以上となる耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、当該経費が50万円以上のものとし、耐震改修計画策定費補助を受けた住宅にあつては耐震改修計画策定に要した経費は含めない。</p>
<p>補助金の額</p>	<p>補助事業の対象となる経費に4/5を乗じた額又は50万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の</p>

	結果、上部構造評点が0.7以上又はI s値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては3万3千円を限度とする。
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 耐震改修計画策定及び工事監理については、別表第2その他の事項の項第1項の規定を準用する。</li><li>2 補助事業の対象となる耐震改修工事を行う事業者については、別表第3その他の事項の項第1項の規定を準用する。</li></ol>

別表第5（第4条関係）

屋根軽量化工事費補助

<p>補助事業の対象となる住宅</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす木造戸建住宅</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの。ただし、県補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）及び市補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けたものを除く。</p> <p>ア 耐震診断の結果、耐震性が低いとされた住宅のうち、                  下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満の住宅</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までの間に実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満の住宅</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満の住宅</p> <table border="1" data-bbox="375 1227 1390 1630"> <thead> <tr> <th colspan="2">屋根の仕様</th> <th rowspan="2">上部構造 評点</th> </tr> <tr> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に重い屋根 (土葺瓦屋根)</td> <td>軽い屋根 (スレート板、鉄板葺等)</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>重い屋根 (棧瓦葺等)</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>重い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 申請者以外に所有権、賃借権等の権利を有する者が存する住宅にあつては、補助事業の実施について当該者全員の同意を得ていること。</p>	屋根の仕様		上部構造 評点	改修前	改修後	非常に重い屋根 (土葺瓦屋根)	軽い屋根 (スレート板、鉄板葺等)	0.4	重い屋根 (棧瓦葺等)	軽い屋根	0.5	非常に重い屋根	重い屋根	0.5
屋根の仕様		上部構造 評点													
改修前	改修後														
非常に重い屋根 (土葺瓦屋根)	軽い屋根 (スレート板、鉄板葺等)	0.4													
重い屋根 (棧瓦葺等)	軽い屋根	0.5													
非常に重い屋根	重い屋根	0.5													
<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>次に掲げる要件を満たす補助事業の対象となる住宅の所有者等</p> <p>(1) 兵庫県内に住所を有する個人</p> <p>(2) 所有者の基準年の所得が6,000千円以下の者</p>														

<p>補助事業 の対象と なる経費</p>	<p>木造戸建住宅の屋根について、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版又は2012年改訂版）に規定する非常に重い屋根から重い屋根若しくは軽い屋根又は重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事及びその付帯工事並びにこれらの工事に併せて実施する耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、当該経費が50万円以上のものに限る。</p>
<p>補助金の 額</p>	<p>補助事業の対象となる経費と60万円でいずれか低い額</p>
<p>その他の 事項</p>	<p>補助事業の対象となる耐震改修工事を行う事業者については、別表第3その他の事項の項第1項の規定を準用する。</p>

別表第6（第4条関係）

耐震シェルター設置費補助

<p>補助事業の対象となる住宅</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅</p> <p>(1) 耐震診断の結果、耐震性が低いとされた住宅。ただし、県補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）及び市補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けたものを除く。</p> <p>(2) 申請者以外に所有権、賃借権等の権利を有する者が存する住宅にあつては、補助事業の実施について当該者全員の同意を得ていること。</p>							
<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>次に掲げる要件を満たす補助事業の対象となる住宅の所有者等</p> <p>(1) 兵庫県内に住所を有する個人</p> <p>(2) 所有者の基準年の所得が6,000千円以下の者</p>							
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>耐震シェルター（住宅が倒壊しても居室内の安全性を確保することができる構造体をいう。）の設置工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、当該経費が50万円以上のものに限る。</p>							
<p>補助金の額</p>	<p>下表の区分及び補助事業対象となる経費に応じた額。</p> <table border="1" data-bbox="375 1429 1380 1823"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 1429 778 1496">区分</th> <th data-bbox="778 1429 1380 1496">補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 1496 778 1697">1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合</td> <td data-bbox="778 1496 1380 1697">補助事業の対象となる経費と115万円でいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1697 778 1823">2 1以外の場合</td> <td data-bbox="778 1697 1380 1823">補助事業の対象となる経費と60万円でいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助金額	1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合	補助事業の対象となる経費と115万円でいずれか低い額	2 1以外の場合	補助事業の対象となる経費と60万円でいずれか低い額
区分	補助金額							
1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合	補助事業の対象となる経費と115万円でいずれか低い額							
2 1以外の場合	補助事業の対象となる経費と60万円でいずれか低い額							
<p>その他の事項</p>	<p>補助事業の対象となる工事は、次のいずれかに該当する工法によるものに限る。</p> <p>(1) 耐震TBシェルター「鋼耐震」（株式会社東武防災建設、</p>							

東武ボウサイ株式会社)

- (2) レスキュールーム (有限会社ヤマニヤマショウ)
- (3) シェル太くん工法 (株式会社ヤマヒサ)
- (4) シェルキューブ (株式会社デリス建築研究所)
- (5) 地震シェルター「不動震」 (株式会社東武防災建設、東武ボウサイ株式会社)
- (6) セフティルーム (ハイブリッドハウス販売株式会社)
- (7) シェルBOX (ナスラック株式会社)
- (8) J. Pod 耐震シェルター (J. Pod & 耐震工法協会)
- (9) 木質耐震シェルター (株式会社一条工務店)
- (10) 木造軸組耐震シェルター「剛健」 (有限会社宮田鉄工)
- (11) 耐震健康シェルター「命守」 (株式会社青ヒバの会ネットワーク)
- (12) パネル式耐震シェルター (SUS株式会社)
- (13) シェルキューブR (株式会社デリス建築研究所)
- (14) お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルターまもルーム (株式会社カラフルコンテナ)
- (15) 次のいずれかに該当するもの
  - ア (一財) 日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
  - イ 他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第3者機関により評定を受けたもの
  - ウ 公的機関の認定又は試験等によりその性能が評価されたもの

別表第7（第4条関係）

防災ベッド等設置費補助

<p>補助事業の対象となる住宅</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たす戸建住宅</p> <p>耐震診断の結果、耐震性が低いとされた戸建住宅（県補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、耐震シェルター設置費補助及び住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）を除く。）及び市補助事業による補助（住宅耐震改修計画策定費補助、小規模型改修工事費補助、耐震シェルター設置費補助、旧居室耐震型改修工事費補助及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けたものを除く。）</p>
<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>次に掲げる要件を満たす補助事業の対象となる住宅の所有者等又は住宅に居住する者（その者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族）</p> <p>(1) 姫路市内に住所を有する個人</p> <p>(2) 所有者又は居住者の基準年の所得が6,000千円以下の者</p>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>防災ベッド等（住宅が倒壊した場合においても安全な空間を確保することができるベッドその他の装置をいう。）の設置に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、当該経費が10万円以上のものに限る。</p>
<p>補助金の額</p>	<p>防災ベッド等1台当たり10万円</p>
<p>その他の事項</p>	<p>補助の対象となる防災ベッド等は、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>(1) ウッド・ラック&lt;WOOD-LUCK&gt;（新光産業株式会社）</p>

- (2) 防災ベッドBB-002 (株式会社ニッケン鋼業)
- (3) 介護ベッド用防災フレーム (株式会社ニッケン鋼業)
- (4) 安心防災ベッド枠A (フジワラ産業株式会社)
- (5) 安心防災ベッド枠B (フジワラ産業株式会社)
- (6) 耐圧ベッドルーム型シェルター (株式会社エヌ・アイ・ピー)
- (7) 耐震シェルター耐震和空間 (株式会社ニッケン鋼業)
- (8) つみっくベッドシェルター (NPO法人つみっくくらぶ)
- (9) 減災寝室 (有限会社扇光)
- (10) シェルターユニットバス (UB) (J建築システム株式会社)
- (11) 耐震小型シェルター「構-kamae」テーブルタイプ (株式会社安信)
- (12) 次のいずれかに該当するもの
  - ア (一財) 日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
  - イ 他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第3者機関により評価を受けたもの
  - ウ 公的機関の認定又は試験等によりその性能が評価されたもの